

日野町監査委員告示第8号

地方自治法第199条第1項および第2項に基づき、令和4年度に実施した定期監査結果を下記のとおり公表する。

令和4年7月12日

日野町代表監査委員 東 源一郎

定期監査結果

1. 監査日時および
監査場所 令和4年6月29日（水）午前8時55分～午前10時35分
日野町役場 4階 第1委員会室
2. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 西澤 正治
3. 監査対象機関 税務課
4. 監査対象 税務課の分掌する事務全般について
○令和3年度未納金徴収実績、令和3年度不納欠損処分の状況
○確定申告のシステム導入について
5. 監査手続 令和4年度監査計画に基づき資料の提出を求め、所属長および担当者より説明を受け、質疑応答を交え実施した。
6. 監査の結果 令和3年度の個人町民税滞納繰越分の調定額は前年度に比べ19,177,807円増えているが、これは新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人への徴収猶予によって納期を延長したものが主な要因である。収納歩合は町税全体を見ると前年度に比べ向上しており、徴収の取組に対する成果と評価できる。資力がない滞納者や納税意識の低下などの課題も見受けられるが、滞納繰越分にあっては滞納状況の把握を踏まえながら滞納額が縮減できるよう、引き続き厳正かつ公正な徴収に努められたい。
確定申告相談の受付予約システムの実証実験については、113席の予約枠に対して73名が予約システムを利用され、アンケート結果からも容易な操作性であったことから住民の利便性の向上に効果があったと認められる。なお、国税庁では利便性の向上と行政運営の効率化・省力化を図るため、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用を推進されている。当町における相談業務の省力化の観点からもその利用の啓発も併せて図られたい。